平成24年度決算に基づく健全化判断比率

1 健全化判断比率について

(1)実質赤字比率 (%) -	(黒字のため「一」表示です。)
-----------------	-----------------

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模(人口、面積等から算定する当該 団体の標準的な一般財源の規模)に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期 解消を図る必要があります。

※一般会計等・・・一般会計及び墓地公苑特別会計を合わせたもの

※標準財政規模・・・標準的に収入される一般財源の総額

平成24年度における白山市の額は 30,770,593 千円

(2)連結実質赤字比率(%) - (黒字のため「一」表示です。)

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の、標準財政 規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとな り、赤字の早期解消を図る必要があります。

※連結実質赤字額・・・一般会計等と特別会計(国民健康保険、介護保険、後期高齢者 医療特別会計)の実質赤字額及び公営企業会計(水道、工業用水 道事業、簡易水道事業、宅地造成事業、工業団地造成事業、下 水道事業、観光事業、温泉事業特別会計)の資金不足額の合計

(3) 実質公債費比率 (%) 16.7

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率であり、18%以上 となると起債の許可が必要となり、25%以上となると一部の起債発行が制限されます。通 常、前3ヶ年の平均値を用います。

(地方債の元利償還金+準元利償還金)

実質公債費

(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

比率 (%) =

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

※準元利償還金・・・・一般会計から公営企業や一部事務組合への繰出金や補助負担金 のうち、公営企業等が起こした地方債の償還の財源に充てられ た額及び債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずる額、

一時借入金の利子額などの合計

※基準財政需要額・・・普通交付税の算定基礎になるもので、財政需要を一定の方法に 合理的に算定した額

(4) 将来負担比率 (%) 150.9

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これ らの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標である。この比 率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営 が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

将来負担 比率(%)=	将来負担額 一	充当可能財源	
	標準財政規模		

※将来負担額 ・・・将来支払わなければならない可能性のある債務や負担のことで す。将来負担額は次のとおりです。

(単位:千円)

× 100

①地方債の現在高

82, 506, 893

②債務負担行為に基づく支出予定額	1, 195, 847
③公営企業債等繰入見込額	32, 279, 785
④組合等負担等見込額	7, 583, 067
⑤退職手当見込額	8, 862, 639
⑥設立法人負担等見込額	571, 040
合 計	132, 999, 271

※充当可能財源等・・・将来負担額に対して充てることのできる財源です。

①財政調整基金等

2.658.279

②充当可能特定歳入(県支出金、都市計画税、使用料等)

10, 205, 824

③基準財政需要額算入見込額 83,235,799

合 計

96, 099, 902

※標準財政規模から控除する算入公債費の額

6, 326, 530

2 資金不足比率について

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経 営健全化基準(20%)以上となった場合には、経営健全化計画を策定しなければなりませ ん。20年度決算においては、観光事業特別会計において、スキー場の経営による累積赤字 額により経営健全化基準を超える資金不足比率となっていることから、21年度中に個別外 部監査を行った後、議会の議決を得て経営健全化計画を策定しました。以降、毎年度計画 に基づき経営の健全化を図り、平成24年度において、観光事業特別会計の資金不足は計画 通り解消し、平成24年度決算をもって、観光事業特別会計は廃止しました。

単位:千円、%

会 計 名	事 業 規 模	資 金 不 足 額	資金不足比率
観光事業特別会計	2 1 5 , 0 0 4 (255,050)	(0)	_ (-)

※()は、平成22年3月計画策定時の24年度決算における計画上の比率を示す。

 資金不足比率 (%) =
 資金 不 足 額

 事業の規模

※資金不足額・・・公営企業の赤字額

※事業の規模・・・営業による収益に相当する額(指定管理者が収入する使用料等を含む)

平成24年度決算に基づく財政健全化判断比率等の対象会計等について

■一般会計・特別会計・企業会計

	— 及	〇一般会計		①一般会計		① 実			
会		①墓地公苑特別会計		実質赤字比率					
公営事		〇一般会計等以外の 特別会計のうち、 公営企業に係る特別 会計以外の特別会計		①国民健康保険特別会計 ②介護保険特別会計 ③後期高齢者医療特別会計			②連結実質赤字		
業会計	公営企業会計	〇公営企業に係る会計 (地方公営企業法を適 用する事業 又は 地方財政法施行令第 37条の事業)	法適用 法非適用	①水道事業会計 ②工業用水道事業会計 ③下水道事業会計 ①簡易水道事業特別会計 ②宅地造成事業特別会計 ③工業団地造成事業特別会計 ④観光事業特別会計 ⑤温泉事業特別会計		⑤資金不足比率 ※会計毎	赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
1 E 3 = 5 T 7 T 8 T 1 E 1 E 1 E 1 E 1 E 1 E 1 E 1 E 1 E 1	自山 「中山」 「中山」 「中山」 「中山」 「中山」	川流域環境衛生事業組	合建務	災害補償等組合 					

※湊財産区特別会計は、財産区会計のため対象外である。